

指定福祉用貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所  
Nuts ケアサービス 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 First Remedy が開設する Nuts ケアサービス（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理 運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ①福祉用具貸与の提供に当たって事業所の専門相談員は、要介護者の心身の状態、特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取り付け、調整等を行い、福祉用具貸与をすることにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るよう援助を行う。

②介護予防福祉用具貸与に当たって事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取り付け、調整等を行い、福祉用具貸与をすることにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

③事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- |      |                  |
|------|------------------|
| ①名称  | Nuts ケアサービス      |
| ②所在地 | 山梨県都留市夏狩1719-201 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ①管理者 1名（常勤職員、福祉用具専門相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

②専門相談員 2名以上（うち常勤兼務2名）販売事業所と兼務専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更を行い、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、居宅介護支援専門員に交付する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

①営業日 月曜日～金曜日までとする。緊急対応の場合は要相談  
(土曜・日曜・祝祭日及びお盆 8月13日～15日、  
年末年始 12月29日～1月3日を除く)

②営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。  
但し、緊急対応の場合は要相談

（指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法、取扱い種目及び利用料等）

第6条 指定福祉用具貸与及び介護予防副用具貸与の提供方法は次の通りとする。

- 1 ①専門相談員が利用者の状態に応じ利用者の希望を聴きながら適切な福祉用具を選定する。  
②専門相談員が利用者の状態に応じ納品時に福祉用具の取り付け、調整等を行い、適切な使用方法の説明を行う。
- 2 取扱い種目は、厚生労働省の定める全品目とする。
- 3 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別に定める利用料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証の自己負担割合に応じた額とする。尚、月途中のサービス提供の際は、別に定める額とする。
- 4 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期限を確認する。又、既に認定審査会意見があるときは、それに配慮する。
- 5 利用者にサービスを提供する際に、全国平均貸与価格及び他事業所と本事業所の貸与価格の両方を説明し、さらに、機能や価格帯の異なる複数の商品を掲示し福祉用具貸与計画書を交付する。
- 6 事業所は、正当な理由なく指定特定福祉用具の提供を拒まない。
- 7 第7条の通常の実施地域を超えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、通常の実施地域を超えた地点から1kmあたり55円徴収する。
- 8 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車を使用等）の費用は、その実費を徴収する。

9 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明を行い支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(通常の実施地域)

第7条 山梨県内全域

(事故発生時の対応)

第8条 1 専門相談員等は、事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を講ずるとともに管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族及び介護支援事業者、介護予防支援事業者等への報告をするものとする。  
2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに事故の発生の原因を解明し、再発防止の措置を講じなければならない。

(特定福祉用具の保管)

第9条 1 衛生的な管理をしている福祉用具を提供するとともに、従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めることとする。  
2 福祉用具の消毒及び保管については、次の業者に委託する。

① プライムケア中部 株式会社 山梨センター

山梨県中央市若宮 51 番 4 号

055-278-6277

② サンネットワーク山梨

山梨県甲斐市玉川 523-2

055-288-1380

3 消毒の方法

① プライムケア中部株式会社 山梨センター

消毒方法は、福祉用具の種別により異なるため種目別消毒分類表に従い以下の方法より適切な消毒方法を実施する。

i. オゾン消毒

ii. 蒸気消毒

iii. 電解水消毒

iv. 高温蒸気消毒（主にマットレス）

v. 洗濯機洗浄

vi. 清拭消毒

## ② サンネットワーク山梨

消毒方法は、福祉用具の種別により異なるため種目別消毒分類表に従い以下の方法より適切な消毒方法を実施する。

- i . 予備洗浄
- ii . 微酸性電解水消毒
- iii . オゾン消毒
- iv . 洗濯機洗浄
- v . 清拭消毒
- vi . 洗濯乾燥消毒

### (利益供与の禁止)

第10条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は、その従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与はしてはならない。

### (秘密保持・個人情報の保護)

第11条 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むとする。

3 サービスを提供するうえで、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

### (苦情処理)

第12条 利用者やその家族からの苦情等に敏速かつ適切に対応する為に、事業所内に苦情処理受付窓口、担当者を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい内容・事情を把握するとともに内容を精査、検討を事業所として行い、必ず必要な具体策を講じる対応を行う。又、苦情記録、その対応を記録し保管を行い、再発を防ぐこととする。更にその記録に関しては、サービスが完結してから5年間保管しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第14条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団 First Remedy 理事会と事業所の担当者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、令和5年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。